平成２３年（フ）第１０８１号
東京都三鷹市大沢６丁目10番６号
破産者　佐藤　明彦
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０８２号
東京都三鷹市大沢６丁目10番６号
破産者　佐藤　由子
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０８３号
東京都府中市押立町２丁目１番地の１車返団地１－８－305
破産者　佐藤　節子
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７６１号
横浜市南区大岡２丁目27番17号サザンハウス201号
破産者　有限会社塩原工務店
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０２７号
神奈川県大和市福田2598番地３グリーンコーポ桜ケ丘104号
破産者　有限会社トーホーメディア
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５号
長野市大字穂保字中ノ配298番地１
破産者　有限会社アクト全産
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
岐阜市本荘中ノ町九丁目５番地の２
破産者　有限会社エムエスタイル
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７６号
岐阜市城東通３丁目42番地の１
破産者　有限会社タマヤ
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７７号
岐阜市則武中１丁目13番７－102号　セントラルハイムＴＡＫＡＨＡＳＨＩ、開始決定時の住所岐阜市城東通３丁目42番地１
破産者　児玉　義夫
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８４号
岐阜市則武中１丁目13番７－102号　セントラルハイムＴＡＫＡＨＡＳＨＩ、開始決定時の住所岐阜市城東通３丁目42番地１
破産者　児玉　洋子
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市大平町字沢添８番地１
破産者　有限会社ブルーム
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目10番13号
破産者　株式会社紫藤電機
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３８３号
愛知県犬山市上野字大門710－１　レオパレスＫＡＭＩＮＯ105号室、住民票上の住所名古屋市中区新栄３丁目３番７号　レジデンスＴ・Ｌ千種502号
破産者　清水　友幸
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７３号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野671番地４、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜927番地３ローヤルシティ白岡第２－204
破産者　半田　浩一
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６３号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛974番地１
破産者　安野　博之
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９６号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田589番地30
破産者　南　　泰子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８０号
さいたま市北区本郷町453番地グリーンハイツＡ301、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区本郷町1420番地ロイヤルコート305
破産者　清水　美子
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１１号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟1403号
破産者　伊藤　博仁
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９３号
神戸市灘区灘北通10丁目１番９号　レフ灘302
破産者　西園沙緒里
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２０号
兵庫県三田市尼寺882番地47
破産者　竹谷　幸子
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部